

第 2 章

保 健 ・ 医 療

1 基本方針

保健・医療に関しては、障害のある人を含む市民すべての障害や疾病などの早期発見・早期治療、早期療育への導きが重要であり、各年齢段階に応じて、関係機関が連携し、適切な施策を実施していくことが必要です。そして、障害のあるなしにかかわらず、すべての市民の健康の保持・増進を図っていくことが大切です。特に、生活習慣病を原因とする中途障害の割合が高い中・高齢者については、保健・医療サービスによって生活習慣の改善と自己健康管理を促す必要があります。

障害のある人の保健・医療に関しては、質の高い生活の基礎づくりという観点から、いつでも必要な保健・医療サービスが受けられるように、その充実を図ることが重要です。

また、保健・医療・福祉の関係機関が連携し、地域リハビリテーション体制の充実を図ることにより、新たな障害の予防・軽減に努める必要があります。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

- 〔課題〕(1) 障害の原因となる疾病等の予防・治療
- (2) 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実
- (3) 精神保健・医療施策の推進
- (4) 専門職種の養成・確保

2 現状と課題

(1) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

健康の保持・増進の重要性について、障害のある人も含め、市民一人一人の自覚が大切なことから、ふなばし健康まつりやヘルシー船橋フェアの開催などの啓発事業を実施しています。しかし、生活習慣病が低年齢化しているため、今後は、若年者からの生活習慣病予防への取り組み方などの事業の見直しを行う必要があります。

また、市民の健康増進計画である「ふなばし健やかプラン21」を推進し、市民一人一人が健康づくりをしやすい環境の整備を進めていくことが重要です。

子どもの障害については、先天的あるいは出産時の要因による発生が多くなっています。そこで、ハイリスク妊婦を母子健康手帳交付時の面接などで把握し、出産まで継続的にかかわることにより、心身障害やその誘因となる低体重児出産を予防するとともに、安全な出産に導いています。さらに、妊婦健康診査、B型肝炎抗原検査、高齢妊婦の超音波検査、初妊婦への妊産婦訪問を実施し、また、安全な妊娠・出産を促すための教室を開催し

ています。そのほかに、妊娠高血圧症候群などによる母子への影響を予防するための公費医療制度が実施されています。今後は、これらの事業の充実により障害の予防に努めるとともに、妊娠・出産時の突発的な緊急事態の発生時の対処及び予防に関して、医療機関との連携を図っていく必要があります。

安全な妊娠・出産を迎えるため、若い女性の健康管理などについて思春期や婚前期の教育も大切であり、現在中学生を対象とした教育を実施しています。今後も、こうした教育を充実していく必要があります。

子どものころからの食生活や生活習慣が、生活習慣病を早期に発生させる要因となることから、妊娠期から乳幼児期にかけ機会をとらえて、食育の視点に基づいた生活習慣について啓発し、健康的な生活習慣を身につけ、健康の保持・増進を図っていくことが大切です。

「平成18年度船橋市障害者計画基礎調査」によると、40歳以降に主な身体障害が発生した人が78.4%を占め、障害の原因としては脳血管疾患、心臓疾患が際立って多くなっています。中・高年期の中途障害を防ぐことが重要な課題であり、そのためには高血圧症・動脈硬化症・糖尿病・がんなど、生活習慣病の予防が重要です。これは、障害のある人にとっても新たな障害を防ぐ意味で重要です。健康診査を定期的を受診するとともに、食生活・運動などの生活習慣を改善し、生活習慣病に関する知識を高め、日ごろから適切な健康管理を行うことが大切です。

成人については、老人保健法に基づき、40歳以上を対象に「基礎健康診査」として、基本健康診査(肝炎ウイルス検診含む)及びがん検診実施のための指針に基づく各種がん検診を実施しておりましたが、平成20年4月より、基本健康診査(肝炎ウイルス検診を除く)については、「高齢者の医療の確保に関する法律」により、各保険者が40歳から74歳までの被保険者を対象として、糖尿病、脳血管疾患、虚血性心疾患等の生活習慣病に着目した「特定健康診査」に移行し、その結果により生活習慣病有病者・予備群を選定し、「特定保健指導」として個別に保健指導することとなりました。今後、生活習慣病の有病者・予備群の減少を図るための施策の実施が求められます。

平成20年4月より、「特定健康診査」の結果、指導が必要と認められた場合には、保険者が「特定保健指導」を実施していますが、そのほかにも、行政の役割として市民に対して広く各種健康相談の実施や生活習慣病予防といった健康教育を実施し、疾病の早期発見や予防の啓発に努めます。

疾病等により、外出の機会が少ない虚弱者に対し、各地区で地区健康教育を実施し、閉じこもりを防止し、生活意欲の回復を図るとともに生活圏の拡大を図っています。今後も、これらの事業を充実する必要があります。

市民の心身の健康の保持・増進を図るためには、疾病の予防・診断・治療・リハビリテーションへと連続的な保健・医療体制の確立が重要です。中でも、初期診療が大切であり、地域に密着した開業医によるかかりつけ医を持つことが重要になってきます。そのため、かかりつけ医の必要性について広く市民に啓発し、初期診療体制の確立に努める必要があります。

必要な人には、生活改善・リハビリテーションについて指導や相談支援を行い、必要に応じ、介護保険サービスや地域包括支援センター、在宅介護支援センター等の関係機関へ連携します。また、高齢になって機能障害を生じても、ねたきりを防ぎ、残存能力を最大限に発揮して生きる喜びを自覚できるよう条件整備を図ることが大切です。高齢者や介護者がリハビリテーションの大切さを認識し、早期から身近なところで適切なリハビリテーションに取り組めるよう、総合的な体制の整備を進める必要があります。

脳血管疾患などによってもたらされる障害は、発症後の急性期から回復期のリハビリテーション医療により、後遺障害の軽減やねたきりの防止などを行うことができるため、平成20年に開設した市立リハビリテーション病院により、提供体制の整備を図っていきます。

介護保険で要介護・要支援と認定されていない人に対して、介護が必要となることを予防するために、介護予防を推進し、高齢者が地域において自立した生活を継続できるよう地域支援事業を実施しています。その中で、介護予防事業としての通所型介護予防事業や介護予防教室を実施し、要介護状態への移行を予防しています。今後も、事業の充実を図っていく必要があります。

ケア・リハビリセンターでは、地域支援事業の通所型介護予防事業としての筋力トレーニングのほか、医療機関でのリハビリテーションを終了した人などに身体機能を維持する機能訓練サービスを提供することにより、ねたきりの防止を図っています。今後もサービスの充実を図る必要があります。

障害及びその原因となる疾患などの発見から、早期治療、早期療育、リハビリテーション、福祉施策へと適切に支援していくためには、関係機関・部門の連携とともに、できるだけ早い段階から本人及び家族に対する各種サービスについての相談支援を行い、精神的

な支えとなることが重要であり、より一層の充実が必要です。

平成19年には、高齢者及び障害のある人が地域で生き生きと自立した生活を送れるよう、急性期から回復期、維持期まで適切なリハビリテーションが継続される体制を構築し、推進するために必要な事項を協議することを目的として、船橋市地域リハビリテーション協議会を設置しました。今後この協議会を中心に、地域リハビリテーション体制の構築に努める必要があります。

○地域保健推進の拠点として、保健センターが重要です。市では、市内を5地区に分けた行政コミュニティに各1か所ずつ保健サービスの拠点を整備する計画を推進しており、平成17年に4か所目として、西部保健センターを開設しました。残り1か所について整備を検討するとともに、それぞれの地域の特性に合った健康づくりを進めるに当たり、保健センターの運営方法・機能についても充実を図っていく必要があります。

在宅での療養生活を支援するため、地域包括支援センター等において、介護・福祉に関する相談対応や情報提供を行っています。また、在宅で療養している人に対しては、訪問看護ステーションにおいて、かかりつけ医の指示書のもとに看護師や理学療法士などが訪問して、状態に応じた看護サービスを提供するとともに、リハビリテーションを行っています。今後も、安心して在宅での療養生活を送れるよう、医師会など関係団体、医療機関と連携を図りながら事業を推進する必要があります。

身体障害の原因として交通事故も多くなっており、交通事故対策としては、学校教育において、特別活動の時間を活用し、実地訓練を含めて実態に即した交通災害の防止に努めています。また、交通安全思想の普及を目的として、市内の保育所、幼稚園、老人クラブ等を対象に交通安全教室を実施しています。今後も、事業内容の充実とともに、関係機関との連携を図り、安全確保の強化に努める必要があります。

乳幼児突然死症候群と不慮の事故（誤飲・転落・交通事故等）は、子どもの正常な行動の発達過程を十分に理解し的確に対応することにより、大部分は防ぐことができます。そのため、事故防止について啓発・教育を行う必要があります。また、高齢者の不慮の事故や転倒による骨折などは、ねたきりにつながる危険性があり、元気な時から転倒防止できる体力づくりに取り組むように啓発・教育を行う必要があります。

（2）障害に対する適切な保健・医療サービスの充実

障害のある人が適切な医療をいつでも受けられることが重要です。障害のある人が施設及びサービスの両面で地域の医療機関を気軽に受診できるよう、医師会及び歯科医師会と

の連携を深めるとともに、医療機関における障害のある人に対する理解と配慮の一層の浸透を呼びかけていく必要があります。

新生児及び乳幼児について、障害などの早期発見とそれに対する適切な対応が大切であり、こんにちは赤ちゃん事業、新生児訪問、乳児・1歳6か月児・3歳児それぞれの健康診査、乳児健康相談などを行っています。そのほかに医師などによる乳幼児発達相談（発育・療育・心理相談）や県事業として先天性代謝異常等検査が行われています。今後は、事業の充実とともに、健康診査の受診率の向上に努める必要があります。

出生児の心身の発達が正常範囲になく放置することにより、精神・運動障害を残すおそれのある児童を早期に発見し、早期療育につなげる療育相談・乳幼児発達相談指導を行っています。今後こうした相談・指導に努める必要があります。

健康診査によりなんらかの異常が発見された場合に訪問指導を行うとともに、経過観察の場として「ひよこ教室」を開催し、いずれも必要により専門医療機関、児童相談所、療育施設などに支援の場をつなげています。今後も、これらの関係機関との連携を深めながら適切な支援を行い、早期療育を促す必要があります。

親子教室、簡易マザーズホーム、さざんか学園、市立特別支援学校といった公的施設に通っている障害のある子どもに対して、歯科医師による歯科検診及び歯科衛生士による歯科指導・予防処置を行っています。障害が重いほど家庭での歯磨きなどが困難であり、また、虫歯・歯周病の増加は、心疾患や糖尿病などの全身の病気とも関係があることから、さらに歯科指導を充実する必要があります。

医療費負担の軽減のため、重度心身障害者医療費の補助、精神障害者入院医療費の補助、自立支援医療（更生医療）の給付、65歳以上75歳未満で一定程度の障害の状態にある者及び75歳以上の者に対する「高齢者の医療の確保に関する法律」による医療の適用、難病患者援助金の支給を行っており、今後も継続していく必要があります。

療育及び養育を必要とする障害のある児童に対しては、適正な医療を安心して受けられるようにするために、自立支援医療（育成医療）や養育医療などにおける医療費負担の軽減を図っており、今後も継続する必要があります。

（3）精神保健・医療施策の推進

精神疾患については、年々その対象となる人の数は増えており、その対策としては早期治療が重要とされていますが、未だに知識不足や偏見が早期治療の妨げとなっています。

早期発見・早期治療を推進するために、正しい知識の普及に努める必要があります。

心の健康づくりについて、船橋市精神保健福祉推進協議会が中心となって、こころの健康セミナーの開催や啓発用小冊子「市民のためのこころの健康」を作成・配布し、心の健康の保持・増進に関する啓発を行っています。また、船橋市地域活動支援センターにおいて、対人関係の悩みなど心の健康に関する相談に応じています。今後も、これらの関係機関と連携し、心の健康づくりを推進する必要があります。

(4) 専門職種の養成・確保

地域の保健・医療・福祉事業従事者の連携を図り、障害の原因となる疾病等の予防から福祉施策まで適切に提供できる体制を整備するためには、専門職員の専門的知識・技術などの取得が重要です。専門職員が研修に参加した際には、その報告書を回覧することで、職員全体の資質の向上に努めています。今後も専門職種の養成・確保に努めていく必要があります。

3 施策の方向

(1) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

健康づくりの推進

市民の健康づくりの指針となる「ふなばし健やかプラン21」を推進します。また、疾病の早期発見・早期治療による障害の予防意識を市民に浸透させるため、啓発事業の推進に努めます。

母子保健施策の推進

妊娠期からの母体の健康管理を促進し、新生児の障害及び小児生活習慣病の予防に努めます。

成人・高齢者保健施策の推進

自己健康管理を促進するとともに、健康相談、健康教育、訪問指導等により、生活習慣病などによる障害の予防に努めます。

医療・地域リハビリテーションの充実

地域リハビリテーション協議会を中心とし、関係機関・部門の連携及び相談支援の充実に努めます。

市立リハビリテーション病院を中心に、地域医療の推進に努めるとともに、在宅療養者への医療・介護支援の充実に努めます。

事故防止の推進

交通安全思想の普及及び学校教育における交通安全教育の推進に努めます。また、乳幼児及び高齢者の事故防止の啓発に努めます。

(2) 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実

理解の推進

医療機関に対し、障害のある人に対する理解と配慮の浸透を呼びかけます。

障害の早期発見・早期療育の推進

新生児及び乳幼児の障害の早期発見とともに、早期療育の促進に努めます。

乳幼児発達相談事業の充実に努めます。

歯科医療の充実

障害のある人や要介護高齢者の歯科診療及び歯科指導の充実に努めます。

医療費負担の軽減

医療費負担の軽減及び自立支援医療（育成医療）、養育医療、療育医療の適切な給付に努めます。

(3) 精神保健・医療施策の推進

精神疾患への理解の推進

障害の原因となる精神疾患について、正しい理解や偏見の解消を図ります。

精神保健施策の推進

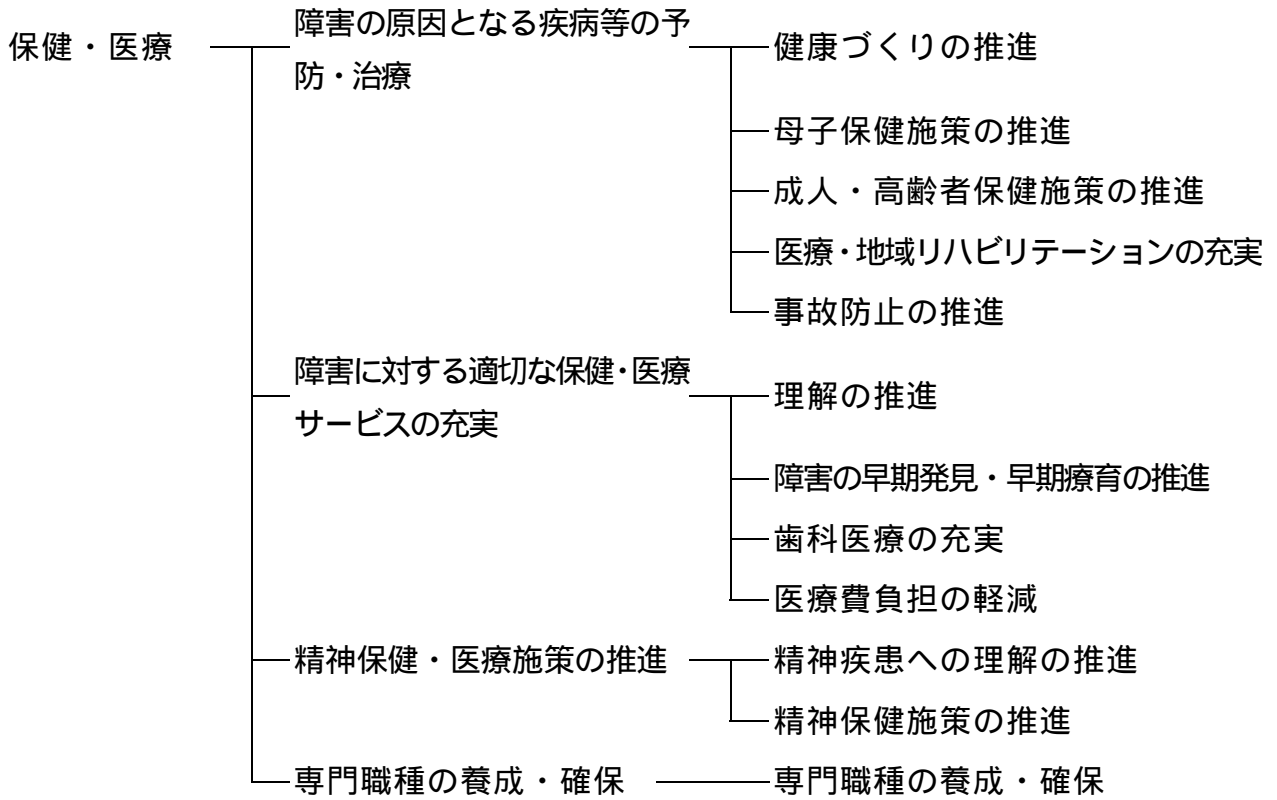
船橋市地域活動支援センターなどが行う心の健康に関する相談事業を推進します。

(4) 専門職種の養成・確保

専門職種の養成・確保

保健師など専門職員について、資質の向上とともに、人材の確保に努めます。

4 施策の体系



5 施策の内容

(1) 障害の原因になる疾病等の予防・治療

施策の方向	施策	内容	担当課
健康づくりの推進	「ふなばし健やかプラン21」の推進	市民の健康づくりの指針となっている「ふなばし健やかプラン21」を推進し、市民意識の高揚を図る。	健康政策課
	啓発事業の推進	疾病の早期発見、早期治療に対する自覚と意識の向上のため、ふなばし健康まつり・ヘルシー船橋フェア等を開催し、パンフレットの配布などの啓発事業の推進を図る。	健康政策課 健康増進課
母子保健施策の推進	新生児の障害予防の推進	<p>ハイリスク妊婦の把握及び出産までの継続的な相談・指導の充実を図る。</p> <p>妊娠・分娩・産褥期における異常をきたしやすい素因、誘因を早期に発見し、できるだけ排除し、安全な妊娠・出産を促すため、妊娠期における教育の充実を図る。</p> <p>出生児の先天異常や低体重、出産時の事故による障害の発生などを防ぎ、安全な妊娠・出産を促すため、妊娠期における教育の充実を図る。</p> <p>妊娠・出産時の突発的な緊急事態の発生時の対処及び予防に関して、医療機関との連携を図る。</p> <p>安全な妊娠・出産を迎えるため、中学生を対象に、命の尊さ等の教育を継続する。</p>	健康増進課

施策の方向	施策	内容	担当課
	乳幼児期からの正しい食生活の推進	<p>子ども及び親に対する正しい食生活の理解と知識の普及を図る。</p> <p>機会をとらえ、食育の視点に基づいた生活習慣について啓発を図る。</p>	健康増進課
成人・高齢者保健施策の推進	健康の保持・増進と自己健康管理の促進	保健センターや各地域での健康教育や健康相談・訪問指導等により、自らが「自分の健康は自分で守る」という認識と自覚を高め、疾病の自己管理を促すとともに、健康の保持・増進を図る。	健康増進課
	生活習慣病などによる障害の予防の推進	<p>特定健康診査及び各種がん検診について、充実を図るとともに、障害のある人が受診しやすい方策を検討する。</p> <p>特定健康診査の結果、生活習慣病の有病者・予備群を選定し、特定保健指導を行い、生活習慣病の減少を図る。</p> <p>成人健康相談や電話による相談など、相談事業の充実を図る。</p> <p>生涯にわたる健康づくり教室や生活習慣病などの疾病予防のための健康教育の充実を図る。</p>	健康増進課 国民健康保険課
	介護予防事業の充実	<p>通所型介護予防事業や介護予防教室の実施により介護予防事業の充実を図る。</p> <p>ねたきりの防止のため、維持期におけるリハビリテーションサービスの充実を図る。</p>	健康増進課 包括支援課 ケア・リハビリセンター

施策の方向	施策	内容	担当課
医療・地域リハビリテーションの充実	関係機関・部門の連携	<p>障害及びその原因となる疾病などの発見から、早期治療、早期療育、リハビリテーション、各種福祉施策へと支援を適切に行えるよう、関係機関・部門の連携を深め、相談支援の充実を図る。</p> <p>市の保健部門と福祉部門の情報を共有する総合システムについて検討する。</p> <p>地域リハビリテーション協議会を中心に、地域リハビリテーション体制の構築を図る。</p>	健康政策課 健康増進課 障害福祉課 療育支援課
	保健センターの整備・充実	<p>地域保健推進の拠点となる保健センターの整備を図る。</p> <p>地域の特性に合った健康づくりを行えるよう、保健センターの運営方法・機能の充実を図る。</p>	健康政策課 健康増進課
	地域医療の推進	<p>かかりつけ医の必要性について、市民への啓発を図る。</p> <p>市立リハビリテーション病院を中心に、脳血管疾患等による後遺障害を軽減し、ねたきりを防止するために重要な急性期から回復期にかけてのリハビリテーション医療を提供する。</p>	健康政策課 健康増進課 障害福祉課

施策の方向	施策	内容	担当課
	在宅療養者への看護・介護支援の充実	<p>在宅の要援護の高齢者及びその家族に対し、地域包括支援センター等が福祉・保健・医療の各関係機関と連携をとりながら介護に関する相談に対応するとともに、福祉サービス等についての適切な情報提供を行う。</p> <p>在宅で療養する高齢者などに、かかりつけ医の指示のもとに看護師・理学療法士などが訪問して看護サービスを提供する訪問看護ステーションの充実を図る。</p>	包括支援課
事故防止の推進	交通安全思想の普及	交通事故防止のため、警察などと連携して、交通安全教室を実施するなど、市民に対する交通安全思想の一層の普及を図る。	交通安全課
	交通安全教育の推進	学校教育において、交通事故防止のための交通安全指導を徹底し、交通災害の防止を図る。	保健体育課
	乳幼児・高齢者の事故防止の啓発	市民に対して、乳幼児の交通事故・誤飲・転落、高齢者の転倒など、事故防止に関する啓発の推進を図る。	健康増進課

(2) 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実

施策の方向	施策	内容	担当課
理解の推進	医療機関への啓発	<p>施設・サービスの両面で障害のある人が地域の医療機関で気軽に受診できるよう、医師会及び歯科医師会との連携を深めるとともに、さまざまな機会をとらえ、受診サポート手帳の普及を図り、医療機関における障害のある人に対する理解と配慮の一層の浸透を呼びかける。</p>	<p>健康政策課 健康増進課 包括支援課 障害福祉課</p>
障害の早期発見・早期療育の推進	障害の早期発見の推進	<p>新生児訪問、未熟児訪問、こんにちは赤ちゃん事業の充実を図る。</p> <p>乳幼児のための健康診査の受診率の向上を図る。</p> <p>乳児健康相談や窓口・電話相談など、相談事業の充実を図る。</p> <p>健康診査及び相談により障害及びその疑いがある場合に、療育などの指導・援助をするための訪問事業の充実を図る。</p> <p>健康診査により障害の疑いがある場合の、経過観察の場の充実を図る。</p>	健康増進課
	早期療育の推進	<p>専門医療機関や児童相談所、療育施設などの関係機関との連携を深め、障害及びその疑いのある子どもの早期療育促進を図る。</p>	健康増進課
	療育相談等の充実	<p>身体に障害のある児童に、健康診査・健康相談・療育の指導を行う。</p> <p>疾病により長期療養を必要とする児童に、健康診査、健康相談、療育の指導を行う。</p>	健康増進課

施策の方向	施策	内容	担当課
	乳幼児発達相談指導の充実	乳幼児の健全育成、心身障害・病児の早期発見等の相談・指導を行う。	健康増進課
歯科医療の充実	歯科診療の充実	さざんか歯科診療所における、障害のある人や在宅の要介護高齢者のための歯科診療及び歯科指導の充実を図る。	健康政策課 包括支援課
	訪問指導の充実	訪問指導による成人、障害のある人、障害のある子ども、高齢独居及び虚弱高齢者への歯科指導の充実を図る。	健康増進課
医療費負担の軽減	医療費負担の軽減	<p>障害のある人の医療費負担の軽減のため、医療の給付及び医療費の補助などを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療（更生医療）の給付 ・重度心身障害者医療費の補助 ・精神障害者入院医療費の補助 ・65歳以上75歳未満で一定程度の障害の状態にある者及び75歳以上の者に対する「高齢者の医療の確保に関する法律」による医療の適用 ・難病患者援助金の支給 ・小児慢性特定疾患医療費の給付 	健康増進課 国民健康保険課 保健所 障害福祉課
	自立支援医療（育成医療） 養育医療、療育医療の給付	<p>身体に障害のある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療を行う。</p> <p>養育のため入院することを必要とする未熟児に対し、必要な医療を行う。</p> <p>骨関節結核及びそのほかの結核にかかっている児童で医師が入院を認めたものに必要な医療を行う。</p>	健康増進課

(3) 精神保健・医療施策の推進

施策の方向	施策	内容	担当課
精神疾患への理解の推進	正しい知識の普及	障害の原因となる精神疾患について、その予防や治療について、正しい理解や偏見の解消を図り、早期発見・早期治療を推進する。	保健所 障害福祉課
	精神障害に対する理解の促進 〔再掲〕	こころの健康セミナーの開催や啓発用小冊子の刊行など、船橋市精神保健福祉推進協議会の協力を得ながら、精神障害及び精神障害者に対する理解の促進を図る。	保健所
精神保健施策の推進	相談事業の推進	船橋市地域活動支援センター等が行う、精神障害の予防のための心の健康に関する相談事業を推進する。	保健所

(4) 専門職種の養成・確保

施策の 方向	施 策	内 容	担 当 課
専門職種の 養成・ 確保	研修の強化	専門的知識・技術などの習得及び研修の強化により、専門職員の資質の向上を図る。	関係各課
	専門職員の確保	地域保健を推進する保健師、発達遅滞の乳幼児に対する発達検査や療育指導のための心理発達相談員など、専門職員の確保を図る。	関係各課